

令和4年度事業計画

第1 概況

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大によりほぼ半年以上の期間が緊急事態宣言等の発令を受け、日本経済全般に大きなダメージを与えました。

このような中、岐阜県の新車販売は、登録車、軽自動車とも対前年比で減少しており、販売総台数では3年連続で減少となり、この影響は中古車市場にも及びました。

運輸業界、整備業界においてもこの影響は避けられず、懸命な事業活動を余儀なくされました。

当会議所においては、自動車販売の低迷を受け車両番号標頒布事業を除き減収となっております。特に、重点事業としておりました図柄ナンバー「東京2020オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレート」（以下「オリパラナンバー」という）が11月に交付終了となったことが大きな減収要因となっております。

公益事業である交通事故防止、環境対策、その他事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から規模の縮小、形態の変更などで最低限の活動を行いました。

令和4年度の新車市場は、新型コロナの影響から滞っていた半導体や部品の供給解消が大きな課題となるでしょう。2年ぶりに実地開催された東京オートサロンの反響や各社の新型車の投入による消費者の購買意欲の高まりに期待したいところです。

整備事業においては、昨年同様OBD検査、特定整備への対応が求められます。

運輸事業においては、新型コロナの感染状況によるところが大きく、燃料費の高騰も重なり厳しい状況が予想されます。

当会議所の置かれる現状も厳しいものがありますが、収益の根幹である標板交付（頒布）事業の強化のため、希望番号の選択率向上や新たな全国版図柄ナンバーの広報に注力してまいります。

交通事故防止、環境対策等公益事業に関しましては、昨年の反省も踏まえ行政や関係団体と連携し自動車会議所としての役割を果た

してまいります。

その他事業についてもユーザーの視点に立ったサービスを心がけ、事業の効率化と経費削減を進めながら実施してまいります。

第2 重点事業

1 図柄ナンバー交付（頒布）事業

令和3年11月をもってオリパラナンバーの交付（頒布）が終了し、現在図柄ナンバーの交付（頒布）事業は中断しています。

オリパラナンバーの交付実績は、全般的に伸び悩んでいたものの軽自動車の白ナンバー人気に支えられたところがありました。

令和4年4月頃には新たな全国版図柄入りナンバーの交付が予定されています。収益の一助となりますので、広報啓発に努め適正な交付（頒布）に努めてまいります。

2 公益事業の充実

（1）着実な交通安全、環境対策の実施

令和3年の交通事故状況は、死者61人で前年対比プラス18人となり、現行の統計制度開始の昭和23年以降で、最少の死者数を記録した昨年に次いで少ない死者数となり、事故発生件数や負傷者数も減少しました。

この現状を平素からの地道な活動の成果と捉え、コロナ禍での岐阜県自動車交通事故防止大会の継続開催の模索や各季の交通安全運動への積極的な参加と併せて、ラッピングバスによる交通安全・環境対策の啓発、岐阜市を始めとする市町村の各種施策への協力等、積極的な取り組みと見直しを含めた新たな企画の検討と実践により、着実に交通安全及び環境対策を進めます。

（2）新規施策の検討と実施

○ 高齢運転者の交通事故防止対策

全国各地で高齢運転者による死亡・重大交通事故の発生が多発傾向にあります。その原因の多くが、加齢による身体や

認知機能の衰えに起因するアクセルとブレーキペダルの踏み間違いによるものです。

今年度は、サポカー限定免許が導入されることから各種イベントを通して安全運転サポート車や後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の広報に力を入れ、高齢運転者の交通事故防止に努めます。

(3) 特定事業の継続した取り組みの強化

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見極めつつ、次の取り組みを実践します。

○ 自転車事故防止対策

平成29年度から自転車利用者の交通法規・マナーの遵守や夜間の無灯火による危険走行の排除を啓発するなど、自転車による交通事故防止対策を推進するとともに、多額の賠償に備えた自転車保険への加入促進に向けた啓発活動を実施してきました。

岐阜県においては、令和4年4月1日付けで「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車損害賠償責任保険への加入義務化が規定されています。令和4年度も、引き続き過去の実績を踏まえ、更なる対策への取り組み強化を図ります。

○ あおり運転防止対策

令和2年6月、「妨害運転罪」が施行されあおり運転をした場合、運転免許証が取消しとなる道路交通法規の厳罰化がなされたものの、依然として全国各地であおり運転による危険な運転や交通事故が報道される状況にあります。あおり運転の態様や危険・悪質性、被害対処措置などの交通ルールやマナーを広く広報、啓発することで、あおり運転による交通の危険を排除する対策を実施してきました。令和4年度も引き続き、各種イベントや関係団体と連携して対策の強化を図ります。

○ 横断歩道等道路横断中の事故防止対策

県内における横断歩道等道路横断中の交通死亡事故の割合が高率を占めています。また、JAFが実施した最新の全国調査では、信号機のない横断歩道で横断歩行者等が渡ろうとした場合の一時停止率は、全国17位と昨年より改善されたものの、依然として約6.5割の車が一時停止しない悪い結果が公表されています。歩行者等の道路横断中の交通事故に着目し、令和元年から「横断歩道は歩行者が最優先」をスローガンに交通法規を遵守した安全運転を励行する対策を実施してきましたが、令和4年度も、引き続き横断歩行者に対する交通事故防止対策を強化します。

○ 労働力確保の対策強化

令和3年度は、コロナ禍の影響により10月「クルマの児童画コンクール（振興会主催）」に参画するにとどまり、十分な施策、活動ができませんでした。

自動車関係業界は、慢性的な人員不足解消が喫緊の課題となっていますので、令和4年度は重要課題と捉え、行政、関係団体と共働して、コロナ禍の中でも実施できる施策を検討し、積極的かつ実効力ある活動を推進します。

(4) 自動車税の適確な審査・収納業務

県からの受託事業である自動車税の環境性能割課税や種別割課税の審査収納業務は、複雑かつ多岐となっていることから、窓口業務への適切な対応と来所者に対するサービスの向上に努めます。

第3 一般事業

1 行政・関係団体との連携

県内の自動車関係分野の総合団体として、関連業界の発展に資するため、関係行政機関・団体との連携を一層強化し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極めつつ、自動車交通事故防止大会、道路交通環境等改善懇談会等の開催をはじめ、独自のイベン

トを企画立案するとともに、関係団体が行う各種イベントへの参画、各種セミナーの開催、その他行事への協力等の取り組みを一層強化します。

2 自動車関係税制に対する行動

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、「2021 自動車税制改革フォーラム街頭活動」等関係団体と連携した活動がほぼ自粛となりましたが、自動車会議所のホームページや本部事務所内ロビー設置のデジタルサイネージ（広報板）に「みんなで考えようクルマの税金」と題した広報リーフレットを掲載する独自活動を実施しました。

依然として自動車には多くの税金が課せられていることから令和4年度も引き続き、税制改革フォーラムや関係団体と連携して、自動車関係諸税の簡素化と負担軽減を求める街頭活動など行動してまいります。

3 システム改修の検討と自動車会館等の営繕計画

○ 車検証の電子化に対応したシステム改修

行政手続きのオンライン化である自動車保有関係手続きのOSSの利用促進に向けた取り組みのひとつとして、自動車検査証の電子化が令和5年1月の導入予定とされています。

また、同時に自動車保有関係手続きに係る申請者の利便性を向上させるため、自動車検査登録手続きのキャッシュレス化・デジタル化の検討がなされていることから、その動向を見極めつつ業務の効率化を図るため、システムの構築や業務フローの見直し等の所要の措置に努めてまいります。

○ 封印管理システムの改修

昨年度の事業計画で改修に向けた構想、検討を進めましたが、車検証電子化の情報取得が進まず改修には至りませんでした。今後、検討結果を踏まえ電子化情報を加えたシステムの改修を進めてまいります。

○ 車検予約システムの改修

令和4年はシステム改修の時期を迎えることから、早期に改修検討メンバーを中心とした検討会を設け、車検予約業務全体の費用対効果（収支）を見極め、更には業務主体である行政への業務移管を含めた検討を行い、行政と利用者団体との合意の基、必要な改修を実施してまいります。

○ 自動車会館及び飛騨事務所の営繕計画

築41年を経過した自動車会館と築30年の飛騨事務所は、各施設の老朽化が顕著で維持管理に苦慮する状況にあります。今後、経年劣化する設備の改修等について、必要性和費用対効果等を検討した修繕計画を策定して老朽化に対応してまいります。

第4 収益事業

1 標板交付（頒布）事業

希望ナンバーについては、従来より関係団体や事業者等への働きかけにより普及促進に努めてきました。昨年の選択率は登録車で43%、軽自動車で29%程度となっており、右肩上がりに着実に選択率が向上し全国平均に近づいています。

しかし、OSSの進展により印紙販売の減収が顕著となりつつあることから、各種イベント、ディーラー、自動車学校及び県内の大学等への積極的な働きかけによる広報活動を実施し、減収分を補えるよう更なる希望ナンバーの普及促進を図ります。

2 経費削減と業務効率化の推進

平成29年4月からOSSの抜本的拡大がなされ、今年で5年目を迎え、懸案となっていた軽自動車の新規届出の運用も近々開始される予定となっています。

現在、登録車の新規登録で43%程度、継続検査で62%程度、軽自動車の継続検査で54%程度と着実な進展を見せています。

国は、令和5年1月に車検証の電子化を図ることで、OSS利用率の向上施策を推進しています。その影響は、年々拡大してお

り、更なる減収が見込まれる状況となっています。

今後、令和4年4月頃から交付予定の新たな全国版図柄入りナンバーの交付状況を含め、業務全般を俯瞰し人材の適切な配置や業務の効率化を推進し経費の削減に努めてまいります。

3 その他

自動車登録番号標の交付及び車両番号標の頒布、自動車検査登録関係諸印紙等の売捌き、車検予約、自賠責保険、信販会社に係る諸用紙の代理交付等の各種事業を継続実施するほか、自動車会館内に設置している行政書士事務所を活用した来所者の利便性の向上を図ります。